

(地Ⅲ202F)

平成30年1月17日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給等について

「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの安定供給に係る対応について」は、平成29年5月10日付（地Ⅲ42F）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、化血研から『「平成28年熊本地震」による影響について（第九報―日本脳炎ワクチン）』が公表され、化血研製剤の出荷が再開される旨が示されたことから、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

また、本事務連絡では、日本脳炎の予防接種実施状況を暫定的に取りまとめたところ、昨年度の同時期と比較して、第1期の接種率が低下しており、より一層の対応に努める必要があるとして、日本脳炎ワクチンの供給の見込みを踏まえ、接種を希望する者が適切な時期に接種を受けられるよう十分な配慮を依頼するとともに、第1期の接種対象者であって、本年度内に第1期の接種がなされなかった者については、来年度以降も、定期接種の対象期間においては、継続して十分な配慮がなされるよう求めています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 30 年 1 月 16 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給等について

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給実績に係る情報提供及びその活用について、別添事務連絡を各都道府県衛生主管部（局）あてに発出したところで
すので、御了知いただきますようお願いします。

事務連絡
平成30年1月16日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給等について

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（以下「日本脳炎ワクチン」という。）については、平成29年5月8日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの安定供給に係る対応について」において、一般財団法人化学及血清療法研究所（以下「化血研」という。）が製造販売する日本脳炎ワクチンについて、一定期間、供給がなされない見込みであること、日本脳炎ワクチンの全国的な不足は生じない見込みであること等についてお知らせするとともに、日本脳炎ワクチンの安定供給のための取り組みについて、周知等の依頼を行ったところです。

昨日、化血研から『「平成28年熊本地震」による影響について（第九報 日本脳炎ワクチン）』が公表され、化血研製剤の出荷が再開される旨が示されました。

上記を踏まえた日本脳炎ワクチン全体に係る供給の見込みは、現時点において別添のとおりとなっております。

一方、定期接種の実施主体である各市区町村においては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第8条等の規定に基づき、日本脳炎の定期接種の対象者又はその保護者に対し、予防接種を受けることの勧奨を適切に実施しているものと思料しますが、平成29年6月22日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡「日本脳炎の予防接種実施状況調査について（依頼）」に基づき、各自治体から報告のあった日本脳炎の予防接種実施状況を暫定的に取りまとめたところ、昨年度の同時期と比較して、第1期の接種率が低下していることから、より一層の対応に努める必要があるものと考えられます。

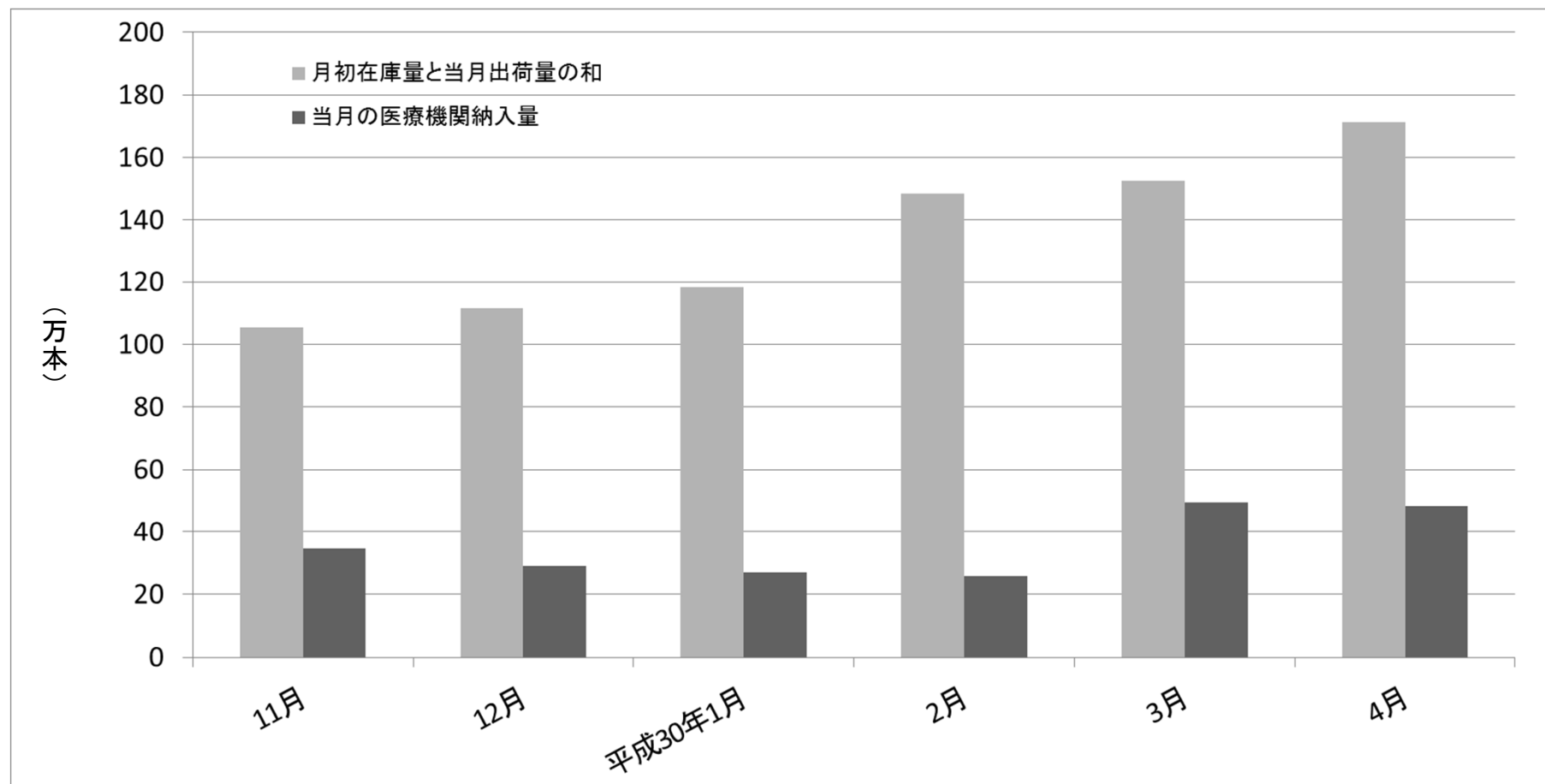
今般の化血研製剤の出荷再開及び日本脳炎ワクチン全体に係る供給の見込みを踏まえ、貴都道府県におかれては、貴管内市区町村及び関係機関等に対する周知等をお願いするとともに、今年度における日本脳炎の予防接種実施率向上に資するため、接種を希望する者が適切な時期に接種を受けられるよう、日本脳炎ワクチンの流通状況を把握した上で、十分な配慮をお願いします。

なお、第1期の接種対象者であって、本年度内に第1期の接種がなされなかった者については、来年度以降も、定期の予防接種の対象となる期間において、継続して十分な配慮を頂きますようお願いいたします。

(別添)

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの需給実績及び見込み

(平成29年11月～平成30年4月)



(注)

- 上図は、現在流通している全社製品分を合算した状況であり、平成29年11月分は実績、その他の月分は見込みの状況を示す。
- 「月初在庫量」とは、当月初め(前月末)に、流通過程上に存在すると考えられる在庫量(出荷判定済の製品であって、まだ医療機関に納入されていない製品の在庫量)をいい、医療機関に納入済で未接種分の在庫(医療機関における在庫)は含まない。
- 「当月出荷量」とは、製造販売業者において当月中に新たに出荷判定がなされ、流通可能となる製品量をいう。